

9-8 障害者支援

本学では、障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）の理念に基づき、障害者基本法（昭和 45 法律第 84 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び国立大学法人お茶の水女子大学憲章等を遵守し、障害の有無や程度によって分け隔てることなく、能力と修学意志を持つ障害のある学生を受け入れ、学長のリーダーシップのもとに役職員一同が、教育研究の水準を維持しつつ、すべての障害学生の修学のために必要かつ適切な合理的配慮を行い、継続的な障害学生支援に努めることを目的として、「障害学生支援に関する基本方針」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領」を定め、障害学生支援委員会を設置し、障害学生のための支援制度、施設等の整備、合理的配慮の合意形成、学外の連携機関との連絡調整、その他障害学生支援に関することを検討し、全学体制での障害学生支援を推進している。

保健管理センター内に令和 4 年度から専任の障害学生支援コーディネーターを配置し、令和 5 年度からは保健管理センターの常勤医師に精神科医を配置することで障害学生に対する支援体制を更に拡充した。

(参考) 国立大学法人お茶の水女子大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する
役職員対応要領

お茶の水女子大学ホームページ

http://www.ocha.ac.jp/archive/introduction/sabetsu_kaishou.pdf